

2, 3年生保護者各位

事務室より、授業料・教育費の支援についてお知らせです。

【「奨学のための給付金」について】

この制度は、授業料以外の教育費（教科書、PTA 会費等）の負担を軽減するための支援で、対象は市県民税が非課税世帯もしくは、生活保護を受給されている世帯です。

通常は毎年7月頃に募集を行います。今回、保護者等の収入が激減してしまい家計が困窮されている世帯に対して募集を行います。詳細は、近日中に生徒さんをとおして資料を配布しますので、御確認ください。

通常の新課税世帯もしくは生活保護受給世帯を対象とした募集は、6月末～7月に行いますので、同じく生徒さんをとおしてお知らせします。

【「就学支援金」について】

授業料の負担を支援する「就学支援金」の7月～翌6月までの申請についてのお知らせです。現在受給している就学支援金、もしくは授業料の納入につきましては6月までとなっています。引き続き、7月～1年間の就学支援金の申請・辞退の手続きをしていただきます。7月申請からは認定要件が一部変更されます。6月末から7月にかけて、生徒さんを通して資料を配布しますので、必ず御確認ください。

【「授業料減免」について】

経済的理由による就学困難者や、在学期間が36月を超える者、その他特別な事情がある場合を対象に、基準を満たせば授業料の減免を受けることができます。詳細等、対象となり得る事態が発生しましたら、事務室へ随時お尋ねください。